

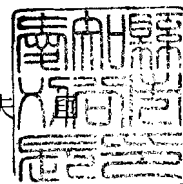
刈谷市公文書部分公開決定通知書

刈長発第89号

平成16年5月24日

榊原悟志様

刈谷市長 榎並邦夫



平成16年5月12日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり一部公開することと決定したので通知します。

公文書の名称 又は内容	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ・ 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等 ・ 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成16年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 ・ 平成15年度の、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書
公開の日時	平成 年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
公開の場所	郵送
公開の方法	☐ 閲覧 ☒ 写しの交付 ☐ 視聴
公開しないことと 決定した部分	1 要綱、内規等 2 平成15年度審判請求実績
公開しないことと 決定した理由	1 文書不存在のため 2 実績がなかったため
担当部課	福祉健康部 長寿課 高齢福祉担当 電話（0566）62-1013
備考	

- 注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、刈谷市長に対して異議申立てをすることができます。

刈谷市公文書非公開等決定理由説明書

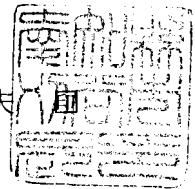
公 文 書 名	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する文書	担 当 部 課	福祉健康部 長寿課
非公開項目の概要		適 用 条 文	詳 細 理 由
審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等			要綱、内規等文書が存在しないため。
平成 1 5 年度の、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書			実績がなかったため

刈長第89号

平成16年5月24日

榑 原 悟 志 様

刈谷市長 榑 並 邦 夫



公文書の写しの交付に要する費用について

平成16年5月12日付けの公開請求に係る費用については、次のとおりです。

公文書の名称 又は内容	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ・ 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等 ・ 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成16年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 ・ 平成15年度の、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書
写しの作成に 要する費用	写しの作成に要する費用 （写しの枚数） （1枚当たりの金額） 1 枚 × 10 円 = 10 円
写しの送付に 要する費用	なし（送付に要する費用の額の切手を受取済）
担 当 部 課	〒448-8501 刈谷市東陽町1-1 刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 高齢福祉担当 電話（0566）62-1013

注 対象公文書の写しは、当該写しの交付に要する費用を受領した後に交付しますので、市役所での公開の場合は、その費用を持参してください。

また、郵送での写しの交付の場合は、写しの作成に要する費用の額の現金と写しの送付に要する費用の額の切手を、現金書留にて市役所担当部課まで送付してください。また、納付書での支払いを希望される場合は、同封の納付書により、市指定金融機関でお支払いください。なお、その場合は受領の確認に時間がかかるため、公文書の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。